

新潟市バス停上屋等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 バス交通の利便性の向上や高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を推進するため、民間主導により実施する意欲のある取組に対し対象経費の一部を補助金交付するもの。

事業の実施については、新潟市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バス情報案内システム 市民がバス運行情報を手軽に取得することが可能となる、発時刻表やバス接近情報といったバスの情報案内を表示する機器やシステムをいう。
- (2) バス停上屋 バス待ち環境の快適性を向上させる上屋をいう。
- (3) バス停ベンチ バス待ち環境の快適性を向上させるベンチをいう。

(補助対象者)

第3条 市長は、補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行おうとする者（以下「補助対象者」という。）に、補助金を交付することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (2) 税金を滞納している者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）

(補助事業)

第4条 補助事業は、次の表に該当する事業（道路法（昭和27年法律第180号）や建築基準法（昭和25年法律第201号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等の関係法令に適合するものに限る。）で、補助対象者が主体となり、民地や官地において整備及び維持管理（修繕や改修を含む。以下同じ。）を行う事業とする。ただし、個人が主体となり、道路上に次の表に該当する事業を行う場合は、補助事業の対象としない。

	事業の名称	内容	条件
1	バス情報案内システム整備事業	新潟市内の路線バス等の停留所若しくはその近接地においてバス情報案内システムを整備するもので、右欄の条件を満たすもの	情報案内機器等の整備にかかる構造、規模、設置場所やサインエージの表示内容について、市長が適当と認めたもの
2	バス停上屋整備事業	新潟市内の路線バス等の停留所若しくはその近接地において上屋やベンチを整備するもので、右欄の条件を満たすもの	構造、規模、面積、立地等について、市長が適当と認めたもの
3	バス停ベンチ整備事業		

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、用地費を除いた、補助対象事業に要する経費のほか、市長が必要と認めた経費とする。ただし、補助事業完了後の当該事業にかかる維持管理にかかる経費は含めないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内とし、予算の範囲内において交付するものとする。補助金の交付にあたり1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた額とする。ただし、県等他の補助金等の制度を併用する場合はその額を減じるものとする。

2 前項の規定による補助金の上限額等は別表に定める。

(補助金等の交付申請)

第7条 申請者は、新潟市バス停上屋等整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、申請にあたっては、市長と事前相談するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)(位置図、図面、構造計算書(上屋・情報案内のみ)、システム構成図(バス情報案内のみ)、現況写真等含む)
- (2) 収支予算書(様式第3号)(調査や設計、整備等にかかる見積明細書(内訳書含む))
- (3) 税に未納がない旨を証明する書類
- (4) 道路上に整備する場合は道路占用許可書を、民地に整備する場合は事業を行おうとする土地の所有者の土地使用承諾書、登記事項証明書等当該土地の使用権原を有することを確認できる書類
- (5) 建築確認通知書(建築確認申請を行った場合に限る)
- (6) 屋外広告物許可書(広告等を掲載する場合に限る)
- (7) 維持管理計画書(様式第4号)
- (8) 暴力団の排除に関する誓約書兼同意書(様式5号)
- (9) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者が法人及び町内会等、団体の場合においては、第1項に規定する書類に加え、定款、会則、登記事項証明書、構成員名簿等当該団体を特定できる書類を提出するものとする。
- 3 市長は補助金の交付を決定するときは、規則第8条に基づき、次の条件を付すものとする。
 - (1) 補助事業が当該補助金の交付決定のあった日の年度内に市長が完了したと認められないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告しその指示を受けること。
 - (2) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間内においては、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して撤去、処分、使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならないこと。
 - (3) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
 - (4) 補助事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その適切な運用を図らなければならないこと。また、当該財産を耐用年数経過後に撤去する場合には、市長と事前協議のうえ、補助対象者が主体となり撤去を行うこと。
 - (5) 補助事業完了後の当該事業にかかる維持管理は、補助事業者が自主的に実施すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める条件

（決定の通知）

第8条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、申請者に対し、新潟市バス停上屋等整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により通知する。
- 3 なお、市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

（着手届及び完了届）

第9条 補助事業者は、補助事業に着手する2週間前までに着手届（様式第7号）を、完了したときは直ちに完了届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（変更の申請及び決定）

第10条 補助事業者が補助金の交付申請の内容を変更する場合は、新潟市バス停上屋等整備事業補助金変更交付申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 変更事業計画書（様式第10号）（位置図、図面、構造計算書（上屋・情報案内のみ）、システム構成図（バス情報案内のみ）、現況写真等含む）

(2) 変更収支予算書(様式第11号)(調査や設計、整備等にかかる見積明細書(内訳書含む))

(3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請があったとき、市長はその内容を審査の上、新潟市バス停上屋等整備事業補助金交付(不交付)決定変更通知書(様式第12号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときに、実績報告書(様式第13号)に次に掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。なお、この報告は事業完了後30日以内又は交付決定に係る年度の3月15日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(1) 収支決算書(請求書、領収書等、補助事業に要した費用を確認できる書類)

(2) 事業結果報告書(補助事業にかかる写真(着手前、事業実施中、完了後))

(3) 完成検査済証の写し(建築確認申請を行った場合に限る)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、第11条の規定による報告書の提出があった場合は、これを審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、新潟市バス停上屋等整備事業補助金交付額確定通知書(様式第14号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 補助事業者が法令又は本要綱に違反し、又は偽りその他不正の手段により交付決定を受けていることについて疑義が生じた場合、市長は、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をその本社、営業所等に赴かせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 市長は、前項の規定による調査等で補助事業者が法令又は本要綱に違反したこと、又は偽りその他不正の手段により交付決定を受けたことが判明した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により、補助事業者に通知するものとする。なお、市長は、これにより生じた損害等については負担しないものとする。

(補助金の返還)

第14条 補助事業者は、前条の第3項による取消しに係る部分について、既に補助金の交付を受けているときは、補助金返還命令書(様式第16号)に基づき、期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(書類の整理等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿及びその証拠書類を整理し、当該事業年度の終了後、5年間保管しなければならない。

2 市長が必要であると認めた場合は、その求めに応じ、本事業に係る報告、資料の提出、担当職員による調査等に協力するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

補助事業の区分	補助率	上限額
バス情報案内システム整備事業	1/2	4,000,000円
バス停上屋整備事業		
バス停ベンチ整備事業		250,000円

新潟市バス停上屋等整備事業補助金交付申請書

（宛先）新潟市長

申請者
住所 〒法人または団体名
（個人の場合は省略）
代表者名
電話番号

新潟市バス停上屋等整備事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

1 バス停名	バス停名（ ） 上り・下り
2 事業内容	
3 事業着手予定日	年 月 日
4 事業完了予定日	年 月 日
5 補助金交付申請額	, 000円(千円未満の端数は切捨て)
6 その他	

添付書類

- (1) 事業計画書(様式第2号) (位置図、図面、構造計算書(上屋・情報案内のみ)、システム構成図(情報案内のみ)、現況写真等含む)
- (2) 収支予算書(様式第3号) (調査や設計、整備等にかかる見積明細書(内訳書含む))
- (3) 税に未納がない旨を証明する書類
- (4) 道路上に整備する場合は道路占用許可書、民地に整備する場合は事業を行おうとする土地の所有者の土地使用承諾書、登記事項証明書等当該土地の使用権原を有することを確認できる書類
- (5) 建築確認通知書(建築確認申請を行った場合に限り)
- (6) 屋外広告物許可書(広告等を掲載する場合に限り)
- (7) 維持管理計画書(様式第4号)
- (8) 暴力団の排除に関する誓約書兼同意書(様式第5号)
- (9) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

事業計画書

バ　ス　停　名	バス停名（　　　　　　　　　　　）　上り・下り
整　備　内　容	

添付書類

- (1) 位置図
- (2) 図面
- (3) 構造計算書（上屋・情報案内のみ）
- (4) システム構成図（情報案内のみ）
- (5) 現況写真

維持管理計画書

維持管理体制		
※図等を用いて実施体制をわかりやすく表現すること。また、役割ごとに想定している人員についても記入すること。事業の実施に関与する者全てについて、役割と責任を明記すること。		
各主体の役割		
No.	名称	役割及び責任
1		
2		
3		
維持管理責任者		
氏名	勤務先及び職歴概要	
連絡担当者		
No.	名称	連絡先
1		
2		

※本様式は、枚数制限なし。必要に応じて、行を加除すること。

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私は、新潟市補助金等交付規則及び新潟市バス停上屋等整備事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金交付の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

1 私は次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対して照会が行われる場合があることに同意します。

年 月 日

新潟市長

〔法人、団体にあつては所在地〕

住 所 〒

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

（ふりがな）

氏 名

生年月日 （ 明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成 ） 年 月 日

* 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

* 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

新潟市バス停上屋等整備事業補助金交付（不交付）決定通知書

様

新潟市長

記

- 1 名称
新潟市バス停上屋等整備事業補助金
- 2 交付決定額（不交付の理由）

円

（不交付の理由）

※ 補助事業の実施状況により、補助金交付額が交付決定額より減額となる場合があります。

（宛先）新潟市長

申請者
住所 〒

法人または団体名
（個人の場合は省略）
代表者名
電話番号

着手届

次のとおり補助事業に着手したので、新潟市バス停上屋等整備事業補助金交付要綱第9条の規定によりお届けします。

1 バス停名	バス停名（ ） 上り・下り
2 整備内容	
3 補助事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 着手年月日	年 月 日
5 添付書類	・工程表
6 備考	

（宛先）新潟市長

申請者
住所 〒

法人または団体名
（個人の場合は省略）
代表者名
電話番号

完了届

次のとおり補助事業が完了したので、新潟市バス停上屋等整備事業補助金交付要綱第9条の規定によりお届けします。

1 バス停名	バス停名（ ） 上り・下り
2 整備内容	
3 補助事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 完了年月日	年 月 日
5 添付書類	・事業にかかる写真（着手前、事業実施中、完了後）
6 備考	

（宛先）新潟市長

申請者
住所 〒

法人または団体名
（個人の場合は省略）
代表者名
電話番号

新潟市バス停上屋等整備事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け新都交第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおりその内容等を変更したいので、新潟市バス停上屋等整備事業補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて、申請します。

1 バス停名	バス停名（ ） 上り・下り
2 変更した事業の内容	
3 変更後の着手・完了予定年月日	年 月 日から 年 月 日まで
4 添付書類	(1) 変更事業計画書(様式第10号) (位置図、図面、構造計算書(上屋・情報案内のみ)、システム構成図(情報案内のみ)、現況写真等含む) (2) 変更収支予算書(様式第11号) (調査や設計、整備等にかかる見積明細書(内訳書含む)) (3) その他市長が必要と認める書類
5 備考	

変更事業計画書

変更事業計画書

バス停名	バス停名（ ） 上り・下り
変更内容	
変更理由	

添付書類

- (1) 位置図
- (2) 図面
- (3) 構造計算書（上屋・情報案内のみ）
- (4) システム構成図（情報案内のみ）
- (5) 現況写真

新潟市バス停上屋等整備事業補助金交付（不交付）決定変更通知書

様

新潟市長

記

1 名称
新潟市バス停上屋等整備事業補助金

2 変更交付決定額（不交付の理由）

円

（不交付の理由）

※ 補助事業の実施状況により、補助金交付額が交付決定額より減額となる場合があります。

（宛先）新潟市長

申請者
住所 〒

法人または団体名
（個人の場合は省略）
代表者名
電話番号

実績報告書

年 月 日付け新都交第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり新潟市バス停上屋等整備事業補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて、実績報告をします。

1 補助金の額	, 000円(千円未満の端数は切捨て)
2 バス停名	バス停名 () 上り・下り
3 整備内容	
4 着手・完了 年月日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
5 添付書類	(1) 収支決算書（請求書、領収書等、補助事業に要した費用を確認できる書類） (2) 事業結果報告書（補助事業にかかる写真（着手前、事業実施中、完了後）） (3) 完成検査済証の写し（建築確認申請を行った場合に限る） (4) その他市長が必要と認める書類
6 備考	

新潟市バス停上屋等整備事業補助金交付額確定通知書

様

新潟市長

年 月 日付け新都交第 号で交付決定した新潟市バス停上屋等整備事業補助金については、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

- 1 名称
新潟市バス停上屋等整備事業補助金
- 2 交付決定額
- 3 交付確定額
金 円

新都交第 号
年 月 日

補助金交付決定取消通知書

様

新潟市長

年 月 日付け新都交第 号で交付決定した新潟市バス停上屋等整備事業補助金については、次のとおり交付決定の取消しをいたしましたので通知します。

記

- 1 名称
新潟市バス停上屋等整備事業補助金
- 2 交付決定額
金 円
- 3 交付決定取消額
金 円
- 4 取消理由

新都交第 号
年 月 日

補助金返還命令書

様

新潟市長

年 月 日付け新都交第 号で金額の確定した（交付決定を取り消した）新潟市バス
停上屋等整備事業補助金については、次のとおり返還を命ずる。

記

1 返還額

金 円

2 返還期限

年 月 日

3 返還理由